

公的年金制度（6）

公務員だった人達等のための共済年金について

今回は、公的年金制度の一つである共済年金を取り上げます。

Q 1 自衛隊の退職者です。現役時代は防衛省共済組合で必要な手続等を行っていたのですが、退職後は国家公務員共済組合連合会から年金等に関する色々な書類が届きます。

防衛省共済組合と国家公務員共済組合連合会はどのような関係にあるのですか？

A 現在、各省庁はそれぞれに共済組合をもっておりその数は20組合あります。この20組合を束ねているのが国家公務員共済組合連合会です。

国家共済組合連合会は、各省庁を退職した組合員の年金事業をまとめて行っております。

また年金事業の他に病院や宿泊施設の運営などの福祉事業にも携わっております。このため年金や宿泊施設に関する封書等が国家公務員共済組合連合会から届くのです。

Q 2 自衛隊の退職者です。退職共済年金はよく耳にするのですが、共済年金にはその他にどのような年金があるのですか？

A 共済年金には次の3つの年金があります。

1 退職共済年金

退職共済年金は、受給権を有する者が65歳に達した後に支給（本来支給の退職共済年金）されますが、当分の間、特例により「特別支給の退職共済年金」が生年月日に応じた支給開始年齢から支給されます。詳しくは翌月号で取り上げます。

2 障害共済年金

障害共済年金は、次のいずれかに該当した時に支給されます。

- ① 自衛隊現職時代に初診日がある傷病により、障害認定日（注1）に障害の程度が1級～3級の障害の状態にあるとき
- ② 障害認定日に3級以上の障害に該当しなかったが、同一傷病により65歳に達する日の前日（誕生日の2日前）までの間に3級以上の障害に該当するようになり請求したとき
- ③ 自衛隊現職時代に初診日がある傷病と自衛隊に入隊する前にあった障害とを併合して2級以上の障害の状態になったとき

3 遺族共済年金

遺族共済年金の受給要件には長期要件と短期要件の2つの要件があり、いずれかの要件に該当したときに遺族（注2）に支給されます。

- ① 長期要件
組合員期間等が25年以上ある人又は退職共済年金等の受給権者が死亡したとき
- ② 短期要件
 - i 現職隊員が死亡したとき
 - ii 退職後、現職隊員の間にも初診日がある傷病により初診日から5年以内に死亡したとき
 - iii 障害共済年金（1級、2級）の受給権者等が死亡したとき

注1： 障害認定日とは、初診日から1年6月を経過した日又はその前に症状が固定したときはその日をいいます。

注2： 遺族共済年金を受けることができる遺族とは、自衛隊員であった人の死亡当時、その人によって生計を維持していた①配偶者及び子②父母③孫④祖父母（優先順）です。

※ 子及び孫とは、原則として18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にあって婚姻していない人です。

※ 夫、父母、祖父母は60歳以後に支給されます。

次回は、退職共済年金を取り上げます。